

平成30年9月3日

【定時制】

保護者の皆様へ
(生徒の皆さんへ)

高知県立高知東工業高等学校長

荒天時(台風、大雨等)における教育活動の中止判断基準について(連絡)

新秋の候となりましたが、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のことと存じ上げます。日頃より本校の教育活動へのご理解、ご協力をいただいておりますこと心よりお礼申し上げます。

さて、今年は早いペースで多くの台風が発生しており、この夏も生徒の各種教育活動に影響が発生した時期がございます。今後も、台風21号をはじめ、しばらくは台風を含む荒天への対応が予想される季節が続きますので、学校としての「荒天時(台風、大雨等)における教育活動の中止判断基準」を下記のようにお知らせします。

記

1 課業日における休校を判断する場合の警報等の状況について

- (1) 南国市及び隣接自治体に、波浪を除く警報が2つ以上発令されている場合は、休校とします。
- (2) 特別警報及び暴風警報にあつては、1つでも発令されれば休校とします。
- (3) 判断時に上記の警報数に至っていなくても、その後の荒天状況を予測して休校とする場合があります。
- (4) 南国市及び隣接自治体の避難準備情報も参考とする場合があります。

2 課業日を休校と判断した場合の周知について

- (1) 休校と判断した場合は、学校のホームページに休校情報を掲載します。また、教員より生徒の皆さんに対して電話連絡を行います。
学校への電話による問い合わせはご遠慮ください。
※自然現象が相手ですので天候の急変具合等によっては、ホームページへの掲載が間に合わない場合や電話がすぐにつながらない場合などが考えられます。
上記1の判断基準を目安にして、危険な状況での登校は控えてください。

3 その他の注意事項について

- (1) 休校とならない場合でも、荒天状況によっては始業時間を遅らせたり、下校時間を早めたり遅らせたりする場合があります。
- (2) 休校とならない場合でも、局地的豪雨や竜巻など集中的な地域で荒天となる場合であったり、地域によっては道路の冠水やがけ崩れなどの災害に至っている場合も考えられます。居住地域や通学地域が登校に危険な状況下では、登校を控えて安全確保に努めてください。学校は欠席扱いや遅刻扱いとせず、荒天による忌引き扱いとなります。
- (3) 週休日、祝日、休日、長期休業中の部活動や補習等の各種教育活動も、荒天時には上記1の判断基準に準じて適用します。この場合の周知はホームページではなく、各担当教員からの連絡となります。